東京大学工学部規則

昭和２６年７月１日
評議会可決
沿革

（教育研究上の目的）

第１条　工学部は、未踏分野の開拓や新たな技術革新に繋がる研究に果敢に挑戦し、人類社会の持続と発展に貢献するとともに、豊かな教養、科学技術に関する体系的な知識及び工学的な思考方法を身につけ、かつ多様性への理解と広い視野を持った人材を育成することを教育研究上の目的とする。

２　各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（分科）

第１条の２　本学部に次の１６学科、２５コースを置く。

学科	コース
社会基盤学科	設計・技術戦略 政策・計画 国際プロジェクト
建築学科	建築学
都市工学科	都市環境工学 都市計画
機械工学科	機械工学
機械情報工学科	機械情報工学
航空宇宙工学科	航空宇宙システム学 航空宇宙推進学
精密工学科	精密工学
電子情報工学科	電子情報工学
電気電子工学科	電気電子工学
物理工学科	物理工学
計数工学科	数理情報工学 システム情報工学
マテリアル工学科	バイオマテリアル 環境・基盤マテリアル ナノ・機能マテリアル
応用化学科	応用化学
化学システム工学科	化学システム工学
化学生命工学科	化学生命工学
システム創成学科	環境・エネルギーシステム システムデザイン＆マネジメント 知能社会システム

２　前項の規定にかかわらず、特定の学科について必要があるときは、別表第１に掲げるところの系により取り扱うことがある。

（修学）

第２条　本学部に進学を希望する者は、本学教養学部において所定の科目を履修し、これに合格した者でなければならない。

第３条　休業日は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）第５条の定めるところによる。

第４条　授業科目及び科目の単位数は別表第２による。

第５条　授業時間は、教授会の議を経て定めあらかじめ発表する。

第６条　学生の標準履修方法は、別表第２に定める所属学科の科目配当表による。ただし、所属学科の科目配当表以外の科目については、選択科目として履修することができる。

２　製図、演習、実習等については当該学科、コース所属学生にその履修の先取権を与える。
３　他学部及びグローバル教育センターの授業科目を履修しようとするときは、学生は学科長の承認を得なければならない。
第７条　学生は、あらかじめ履修しようとする科目を所定の期間に所定の事務室に届出なければならない。
第８条　各学科においては第４条に規定する別表第２記載の科目につき、学生の履修の順序を定め、特定の科目を履修し、かつ、その私権に合格した後でなければ他の特定の科目を履修することができないように定めることができる。
第８条の２　学部通則第２条第２項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
２　前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
（試験）
第９条　学部通則第２６条及び第２７条の定めるところにより、本学部を卒業し、学士（工学）の学位を得るためには、別表第２に定める科目を履修し、専門科目試験及び論文試験に合格しなければならない。
第１０条　科目試験は、筆記試験による。ただし、実験、製図、演習、実習等の科目は、筆記試験を行なわないで平素の成績により考査することもある。
２　科目試験の期日はあらかじめ発表する。
第１１条　論文試験は、論文計画又は実験報告について随時行う。
第１２条　学生は、第７条に規定した届出を行つた科目に限り科目試験を受けることができる。
第１３条　試験の成績は優上、優、良、可、不可の５級に分け、不可は不合格とする。ただし、演習、実習等の科目のうち、特定の科目についての学習の評価は了とすることができる。
２　学部通則第１４条の２、第１４条の３及び第１６条の２の規定により、外国の大学において履修した科目及び外国の大学が行う通信教育において履修した科目にかかる試験成績の評点については、前項の例によるほか、合格又は不合格の評点によることができる。
第１４条　論文試験を受けようとする者は、論文計画又は実験の範囲を５カ月前までに所属学科を経て学部長に申出で指導教員の指定を受けねばならない。
第１５条　各学科、コースにおいては、その所属学生が特定の科目を履修し、かつ、その試験に合格した後でなければ、論文試験を受けられないことを定めることができる。
（編入学）
第１６条　学部通則第１０条第１項第６号の規定に基づき、高等専門学校を卒業した者が、本学部に入学を志望したときは、別に定めるところにより、入学を認めることができる。
第１７条　前条の規定により入学を認められた者の修業年限、在学年限及び休学期間は、次のとおりとする。
(1)　修業年限　３年
(2)　在学年限　５年
(3)　休学期間　２年をこえることができない。
２　前条の規定により入学を認められた者の授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定めるところによる。
（再入学・学士入学・転学部・転学科）
第１８条　学部通則第９条及び第１０条第１項に規定する再入学、学士入学、転学部及び転学科の取扱いについては、別に定めるところによる。
第１９条　前条の規定により入学した学生の授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限及び在学年数については、別に定めるところによる。
（研究生・聴講生）
第２０条　研究生及び聴講生の取扱いについては、学部通則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

附　則
１　この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。
２　昭和６２年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。
附　則
１　この規則は、昭和６２年７月２４日から施行し、昭和６２年４月１日から適用する。

2　昭和６２年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、昭和６３年４月１９日から施行し、昭和６３年４月１日から適用する。

2　昭和６３年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、昭和６３年７月５日から施行し、昭和６３年４月１日から適用する。

2　昭和６３年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成元年４月１日から施行する。

2　平成元年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成元年４月１８日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

2　平成元年３月３１日以前に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２年７月１０日から施行し、平成２年４月１日から適用する。

2　平成２年３月３１日以前に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３年５月１４日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

2　平成３年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３年６月２４日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

2　平成３年３月３１日以前に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成４年４月１日から施行する。

2　この規則施行前に入学又は進学した者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成５年４月２０日から施行し、この規則による改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成５年４月１日から適用する。

2　平成５年３月３１日以前に航空学科又は原子力工学科に進入学し、引き続き在学する者については、平成５年４月１日から航空宇宙工学科又はシステム量子工学科に所属するものとし、これに伴う経過措置については別に定める。

附　則

1　この規則は平成６年６月７日から施行し、改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成６年４月１日から適用する。

2　平成６年３月３１日以前に資源開発工学科に進入学し、引き続き在学する者については、平成６年４月１日から地球システム工学科に、平成６年３月３１日以前に工業化学科、合成化学科、反応化学科及び化学工学科に進入学し、引き続き在学する者については、平成６年４月１日から応用化学科、化学システム工学科及び化学生命工学科の何れかに所属するものとし、これに伴う経過措置については別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１０年５月２０日から施行し、改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成１０年４月１日から適用する。

2　平成１０年３月３１日以前に進学し、引き続き在学するものについては、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

2　平成１１年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

2　平成１２年３月３１日以前に進学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

2　平成１２年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

2　平成１３年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

2　平成１３年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

2　平成１４年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１５年５月１３日から施行し、改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成１５年４月１日から適用する。

2　平成１５年３月３１日以前に進学又は入学した者については、改正後の第１条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

2　平成１６年３月３１日以前に進学又は入学した者については改正後の第１条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成１７年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

2　平成１７年３月３１日以前に工学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学工学部規則別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正後の精密工学科については、平成２０年４月１日以後から進学又は入学することができるものとする。

4　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成１８年５月２３日から施行し、この規則による改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１８年９月２６日から施行し、改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

2　平成１９年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

2　平成２０年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の第１条の２第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　改正後の電気電子工学科については、平成２２年４月１日以後から進学又は入学することができるものとする。
4　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。
2　平成２０年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の第１条の２第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
2　平成２１年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の第１条の２第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　改正後の機械工学科については、平成２３年４月１日以後から進学又は入学することができるものとする。
4　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
2　平成２２年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
2　平成２３年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
2　平成２４年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
2　平成２５年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
2　平成２６年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２７年１月６日から施行し、改正後の別表第２の規定は、平成２６年４月１日から適用する。
2　平成２６年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわ

らず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

2　平成２７年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の第１条の２及び別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

2　平成２８年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３１年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

2　令和２年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

2　令和３年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

2　令和４年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和５年２月１５日から施行し、改正後の別表第２の規定は、令和４年４月１日以後に工学部に進学又は入学した者から適用する。

附　則

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

2　令和５年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者について、この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、令和５年９月２５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

2　令和６年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者について、この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　令和７年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者について、この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

2　令和８年３月３１日以前に工学部に進学又は入学した者について、この改正に伴う経過措置は、別に定める。

別表第１（第１条の２関係）

系	学科
社会基盤系	社会基盤学科
建築学系	建築学科
都市工学系	都市工学科
機械系	機械工学科 機械情報工学科
航空宇宙工学系	航空宇宙工学科
精密工学系	精密工学科
電子・情報系	電子情報工学科 電気電子工学科
応用物理学科	物理工学科 計数工学科
マテリアル工学系	マテリアル工学科
化学・生命系	応用化学科 化学システム工学科 化学生命工学科
システム創成学系	システム創成学科

別表第２（第４条関係）

沿革

東京大学工学部規則

体系情報

□第３編 学務
　▽第１章 学部

沿革情報

◆昭和２６年０７月０１日　評議会可決
◇昭和２９年０９月２１日
◇昭和３３年０６月２４日
◇昭和３４年０６月１６日
◇昭和３４年１０月１３日
◇昭和３５年０６月２１日
◇昭和３６年０４月２５日
◇昭和３７年０５月２２日
◇昭和３８年０５月２１日
◇昭和３９年０１月２１日
◇昭和３９年０２月２８日
◇昭和４０年０４月０１日
◇昭和４３年０４月０１日
◇昭和４４年０４月０１日
◇昭和４４年１２月１６日
◇昭和４６年０４月２０日
◇昭和４６年１１月１６日
◇昭和４７年０４月０１日
◇昭和４７年１１月２１日
◇昭和４８年０４月０１日
◇昭和４８年０４月０６日
◇昭和４８年０４月１７日
◇昭和４８年１０月３０日
◇昭和４９年０４月０１日
◇昭和５０年０４月０１日
◇昭和５０年１０月２８日
◇昭和５１年０４月０１日
◇昭和５１年０５月１８日
◇昭和５２年０４月０１日
◇昭和５３年０４月０１日
◇昭和５３年０７月０７日
◇昭和５４年０４月０１日
◇昭和５５年０４月０１日
◇昭和５６年０４月０１日
◇昭和５７年０４月０１日
◇昭和５８年０４月０１日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６０年０４月０１日
◇昭和６１年０４月０１日

◇昭和６１年０５月０６日
◇昭和６２年０４月０１日
◇昭和６２年０７月２４日
◇昭和６３年０４月１９日
◇昭和６３年０７月０５日
◇平成０１年０３月０２日
◇平成０１年０４月０１日
◇平成０１年０４月１８日
◇平成０２年０７月１０日
◇平成０３年０５月１４日
◇平成０３年０６月２４日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０４年０６月０９日
◇平成０４年１１月１７日
◇平成０５年０４月２０日
◇平成０６年０６月０７日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成１０年０４月０１日
◇平成１０年０５月２０日
◇平成１１年０４月０１日
◇平成１２年０３月２１日
◇平成１２年０４月０１日
◇平成１３年０３月１９日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０５月１３日
◇平成１６年０３月１６日
◇平成１６年１２月２８日
◇平成１７年０２月１５日
◇平成１７年０３月３１日
◇平成１８年０２月２８日
◇平成１８年０３月３１日
◇平成１８年０５月２３日
◇平成１８年０９月２６日
◇平成１９年０３月２９日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２０年０３月３１日
◇平成２１年０２月１７日
◇平成２１年０３月３１日
◇平成２２年０２月１６日
◇平成２２年０３月２９日
◇平成２３年０３月２８日
◇平成２４年０３月１４日
◇平成２５年０３月１４日
◇平成２６年０３月１１日
◇平成２７年０１月０６日
◇平成２７年０３月０９日
◇平成２８年０２月１６日
◇平成２９年０３月２１日
◇平成３１年０２月２６日

◇令和０２年０３月１０日
◇令和０２年０３月２３日
◇令和０３年０３月１１日
◇令和０３年０６月２５日
◇令和０４年０２月１４日
◇令和０５年０２月１５日
◇令和０５年０３月１７日
◇令和０５年０９月２５日
◇令和０６年０２月０７日
◇令和０７年０２月２８日
◇令和０８年０２月１８日